

## 研究ノート

### 日本の政策構想をめぐって（1）

— 前田正名とその時代を中心に —

寺 岡 寛

1. 問題提起
2. 前田正名
3. 政策構想
  - (1) 興業意見（以上、本号）
  - (2) 政策構想（以上、次号）
4. 政策評価

キーワード：前田正名、興業意見、明治維新、政策構想

#### 1. 問題提起

一国の経済発展をめぐっては、その初期過程においてはさまざま政策が構想、試行されてきた。歴史的にみて、とりわけ、英国などの先行的な資本主義的發展を追う立場にあった欧州大陸諸国や、さらにそれを明治維新以降に追う立場にあった日本にとって、どのような方法によって経済発展を行っていくのかは、そのために政府の役割をどう位置づけるかという課題とあいまって、これ自体が大きな政策課題であった。

これはそれぞれの国民経済における経済発展の段階が異なる限りにおいて、現在もなお、たとえば、先進諸国とアジア・アフリカ・中南米諸国との関係、あるいは、移行期経済にある旧ソ連（ロシアと多数の小国に分離）や中東欧諸国とEU加盟国との関係においても、経済発展に関わるさまざまな政策問題を内包させている。ここには政府のとるべき経済政策の方向と内容に関する広範囲な古くて新しい研究課題が多くある。

より具体的には、経済発展における政府の役割と市場経済制度の有効性と限界性に関わるさまざまな政策問題がこの中心をなすといつてよい。政府の役割ということでは、経済発展をささえる自律的な実態（たとえば、ある程度の企業、経済関連法規の整備、金融市場の成立と発展など）が形成されるまでは、いわゆる開発独裁的な政府による産業政策が必要であるのかどうか。また、

そうであるとしても、政府の役割はどうあるべきなのか。そこにはさまざまな政策上の問題点と課題がある。あるいは、政策手段と政策方法という実践的な問題点と課題もそこにある。

振り返ってみれば、日本もまた、先述したように明治維新後の経済発展をどのような政策で図っていくのか、当時の先進諸国に範をとりつついろいろな政策構想が模索された。以下では、このうち、前田正名の『興業意見』を取り上げ、その構想を分析するとともに、その現代的意義を探りたい。いずれにせよ、こうした問題設定は、現在のアジア・アフリカ諸国の経済発展や旧社会主義圏のいわゆる移行期経済にある諸国の経済政策、産業政策、あるいは中小企業政策のあるべき方向を考察する上でも、重要であろう。

## 2. 前田正名

前田正名（1850年～1921年、幼名は弘庵、後に正名に改名）は鹿児島県（薩摩藩）の漢方医の家に生まれた。前田が生まれた3年後には、米国のペリー提督の黒船来航があったことからわかるように、前田の少年期・青年期・壮年期はその後の幕末の混乱期から明治新政府における国家作りの時期の歩みに重ねあわせることができる。

前田は緒方洪庵門下の蘭学者（医者）八木称兵に蘭学の手ほどき（八木の私塾はのちに薩摩藩の「開成所」<sup>1)</sup>となる）を受けた。八木は薩摩藩琉球館での貿易実務（密貿易のオランダ語貿易文書の翻訳など）を兼任していたこともあり、前田も八木の下で貿易実務の補助をした。この経験は後日、前田の種々の貿易構想を考える上でも重要な要素を構成する。前田は16歳のときに、八木の元を去り、長崎の中原猶介（薩摩藩外国掛）の指示により何礼之の語学塾（英語）で学ぶこととなる<sup>2)</sup>。長崎時代、前田にとってのちに大阪財界の中心人物となる五代友厚（薩摩藩外国掛）との出会いが特に大きく、前田の目を海外に向けさせ、貿易立国の重要性を深く認識させた。

こうしたなかで、前田の「洋行熱」が高まったのは想像できよう。この時期、さまざまな事情から前田の洋行は困難であったが、前田らが編集に関係した『薩摩辞書』（英語）の印刷で上海へ「密航」する経験をしている。結局、この辞書作りが契機となり、大久保利通や大隈重信等のはかりもあり、念願の洋行を果たす。前田、二十歳のときであった。行き先はフランスであった。前田のこのフランス滞在は約7年間に及ぶことになる。

フランス滞在中での大きな出来事は、明治3[1870]年の普仏戦争への遭遇であり、パリで前田はナポレオン体制の崩壊と共和体制の成立を目のあたりにしている。明治6[1873]年には、明治国家の青写真を描くために、岩倉具視等の一行がパリに立ち寄り、その団員の大久保利通と邂逅した。このことが前田の転機となる。大久保は身分不安定な前田を明治8[1875]年にはフランス公使館二等書記生としてフランス滞在を延長させ、勸業寮御用掛を兼任させフランス農商務省を中心とした産業政策の調査に当たらせていることは注目される。祖田修はフランス農商務省の、

とりわけチッスラン (Eugene Tisserant, 1830-1925) との出会いがその後の前田構想に大きな影響を与えたとみる。

「前田はチッスランについて、行政の実際と農業経済の知識を吸収した。のちに述べる明治15年の『欧州産業経済事情調査』でもチッスランを訪ね意見を聴き、また、『興業意見』編纂の際も参考の項にチッスランの意見を記載している。チッスランの保護主義的立場、農業団体と農業教育の整備、農事改良などに関する意見は、そのまま前田の主張となる。両者は晩年まで親交があり、前田は『40年来師弟の間柄』であったと書いている。こうして前田がのちに一貫して『町村の経済』に着眼したのはチッスランの影響によるところが大きかったと考えられる。(中略) また、前田はチッスランを通してフランス経済の実際と考え方を学びとるが、チッスランが農業経済問題の権威であったことが前田に大きな意味をもった。フランスはヨーロッパの先進国たるイギリスに比べ、農業の比重が高くかつ中小農が支配的であった。イギリスが国内農業を無制限に縮小して『世界の工場』となったのに対し、フランス・ドイツなどはそうした条件が少なく、『農工商の調和的発展』をかかげてイギリスにせまろうとしたのである。前田の経済思想の中に同じ発想がみられるのは、決して偶然ではない。重農主義的伝統をその胎内にもつ、フランスの『産業』概念を前田は継承したわけである」<sup>3)</sup>。

前田の帰国は明治10[1877]年であった。その後の前田は、国内外の産業実態調査を経験しつつ、経済政策官僚としてわが国の産業発展に関する政策構想に着手することになる。この具体策が明治17[1884]年の『興業意見』であった。ここに至るまでの前田正名の主なる歩みを小年表として掲げておく(括弧内は年齢)<sup>4)</sup>。

- 明治10[1877]年 (28) 内務省御用掛・勸農局事務取扱、三田育種場長、パリ万国博事務官、パリ出張
- 明治11[1878]年 (29) パリ万国博事務館長(在パリ、内務省勸商局兼務)
- 明治12[1879]年 (30) 大蔵省御用掛、帰国、『直接貿易意見一斑』提出
- 明治13[1880]年 (31) 物産調査着手(東海道・中国・九州筋)、フランス総領事(大蔵省御用掛兼務、ただし、赴任延期の命)、物産調査(埼玉県、群馬県)、『直接貿易基礎確定ニ関スル三大要綱』提出。
- 明治14[1881]年 (32) 内国勸業博覧会御用掛、大久保利通の姪イチを結婚、京都、大阪、静岡などへ出張、大蔵省大書記官、『直接貿易意見一斑』、農商務大書記官(大蔵省兼任)、農商務省書記局事務取扱、「欧州産業経済事情調査」出発
- 明治15[1882]年 (33) 欧州出張(英国、ベルギー、フランス、スイス、オーストリア、ドイツ、イタリアの事情を調査)
- 明治16[1883]年 (34) 帰国。

明治17[1884]年(35) 『興業意見・緒言』起草、調査開始。『興業意見』大綱、『興業意見』(未定稿)作成、『興業意見』(定本)太政官裁可、印刷、配布。

前田は『興業意見』を編纂、刊行した後に、その構想の実現に向けて東奔西走することになる。構想の実現性に関しては、第4章でふれることにして、以下では『興業意見』を中心に前田の政策構想をとらえる。

### 3. 政策構想

『興業意見』の底流には、明治維新以降すでに10数年経過して、明治政府の試行錯誤的経済政策の修正と新たな経済環境への対応を織り込んだ経済政策構想を産業発展の観点から打ち出す必要性があった。さらに、前田をはじめとした政策官僚の直接的関心の中心を占めたのは、松方正義(1835-1924)の財政政策によるデフレ効果によって打ちひしがれた農村産業や地方商工業へのこ入れであった。また、より国内政治的な理由としては、「明治23年に国会が開設されるから、経済上の問題を決する朝野の参考と為し、国是を定めるの基礎となすべき」<sup>5)</sup> 必要性もあった。

前田は『興業意見』の編纂に先立って、西郷従道農商務卿、品川彌二郎農商務大輔の下で短期間にもかかわらず広範な地方産業の実態調査(「地方調査」)を実施している。同時に欧州諸国など産業振興制度、政策立法などの翻訳作業がすすめられた。こうした作業によってまとめ上げられた報告書は、まず、『興業意見・未定稿』(いわゆる内部資料)として関係者に配布された。この4か月あとに『興業意見』(定本)が発刊された。未定稿から定本に至る過程では、省庁間の対立(象徴的には大蔵省と農商務省など)や政府内外のさまざまな政治的対立などもあり、松方財政に対する批判などの部分が「骨抜き」となった。

こうして発刊された『興業意見』は第1回『興業意見』となっており、本来はその後毎年編纂が続けられることが示唆されていたが、「明治18年に暮れに官制の大改革が行はれ、農商務卿が農商務大臣と変わった際に、編纂主任の前田大書記官が非職を命ぜられた為に、惜しくも第1回だけで止んでしまった。そこで明治22年前田正名が農商務次官となるに及び直ちに農工商調査と称する大規模の調査に着手したが、その調査は半ばにして中絶の憂目を見た」<sup>6)</sup> 経緯があった。

なお、『興業意見・未定稿』の構成はつぎのようになっていた。

総目録

緒言

綱領(第1~第6)

欠項適例(第1~第9)

時弊(第1~第19)

参考甲ノ部上(其1~其6)

参考甲ノ部下（第1～第2）

参考乙ノ部（第1～第8）

参考丙ノ部（第1～第14）

参考丁ノ部（第1～第7）

参考越ノ部（万国統計表）

戒慎（第1～第9）

統計甲ノ部（第1～第5）

統計乙ノ部（第1項～第6項）

統計丙ノ部（第1～第2）

統計丁ノ部（第1～第3）

方法甲ノ部（第1～第6）

方法乙ノ部（第1～第5）

『興業意見』（定本）の構成を示しておく、つぎのようになる。

卷1 綱領

卷2 緒言（第1～第7）

卷3 現況（第1～第9）

卷4 原因（第1～第29）

卷5 参考1「内国」（其1～其8）

卷6 参考2「内国」（第1～第2）

卷7 参考3「外国」（第1～第8）

卷8 参考4「外国」（第1～第8）

卷9 参考5「外国」（第1～第7）

卷10 参考6「外国」（万国統計表）

卷11 参考11「精神」（第1～第3）

卷12 国力1「重要物産」（第1～第5）

卷13 国力2「府県」（第1～第10）

卷14 国力3「予算」（第1～第6）

卷15 地方1「摘要」（畿内、東海、東山、北陸、山陽、山陰、南海、西海、北海）

卷16 地方2「畿内」（京都府、大阪府、兵庫県）

卷17 地方3「東海道・上」（三重県、愛知県、静岡県、山梨県、神奈川県）

卷18 地方4「東海道・下」（東京府、埼玉県、千葉県、茨城県）

卷19 地方5「東山道・上」（滋賀県、岐阜県、長野県、群馬県、栃木県）

卷20 地方6「東山道・下」（福島県、宮城県、岩手県、秋田県、青森県、山形県）

- 巻21 地方7「北陸道」(福井県、石川県、富山県、新潟県)
- 巻22 地方8「山陰道」(鳥取県、島根県)
- 巻23 地方9「山陽道」(岡山県、広島県、山口県)
- 巻24 地方10「南海道」(和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県)
- 巻25 地方11「西海道」(福岡県、大分県、長崎県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、宮崎県)
- 巻26 地方12「北海道」(函館県、札幌県、根室県)
- 巻27 地方13「各府県農商工業損益及金融比較一覽表」
- 巻28 方針1「農商工部」
- 巻29 方針2「庶務部」
- 巻30 方針3「資本」(未成)

以下では、『興業意見』の重要部分を中心にみておくこととする。なお、『興業意見』の引用にあたっては、旧漢字をできるだけ現代表記に置き換えている。

## (1) 興業意見

### 1) 緒言

前田は『興業意見』(未定稿)の「緒言」(明治17[1884]年1月起草)で、わが国経済の現状とその原因についてつぎのように問題提起した。

「熟々我国経済ヲ察スルニ、人民生活ノ有様ハ衣食住共ニ十分ナラス、人ニシテ未タ人ト称スヘカラサル者多シ。負債有テ貯蓄無ク、非常ノ備欠ケテ蓄之シ、是故ニ租税ヲ増セハ人民苦ミ増ササレハ国用足ラス、(中略)然ルニ今我国ノ不景気ハ外交政策ノ影響ニモ非ス、而シテ今日ノ極度ニ至タシメタル、十余年来頻リニ国力不相当ノ事ヲ起シ民力不相当ノ品ヲ買ヒ、畢竟資本ノ欠乏ニ起因スルモノナリ。而ルニ猶未タ之レヲ察セス、一時変相ヲ呈シタル金融ニ惑ヒ、直チニ資本ヲ利益ノ遅キ事業ニ費ヤシテ余地ナカラシメハ、何ヲ以テ殖産興業ノ資本ニ充テンヤ、実ニ憂フ可キノ極度ナリ。」<sup>7)</sup>

前田は松方の名を直接挙げてはいないものの、実際にはその財政政策による「人民生活」の疲弊の現状への批判を『興業意見』の冒頭で行った。こうした状況からの脱却には、「先ツ人民ノ活計ヲ余カナラシメル策ヲ立テ」<sup>8)</sup>直すことが必要であると主張した。土木などの社会的インフラの整備や教育、軍隊の充実も緊要であるが、これを優先すると「人民ノ活計ハ益々困迫ニ陥ルヘシ、負債ハ益々カサムヘシ、何ノ余裕アリテカ貯蓄ヲ為サンヤ」とする政策的順序がより重要であり、このための産業振興策の重要性を前田は説いた。

既述したように、こうした「緒言」が付された『興業意見』は、政府内の各省、各地方長官に配布された<sup>9)</sup>。配布後のさまざまな「調整」結果ののちに、緒言での前田の松方のデフレ政策に関する厳しい批判を意図した文言などは削られることとなる。

緒言では、つぎに第一「人民ノ生活」、第二「負債ノ消却」、第三「貯蓄ノ余裕」、第四「非常ノ国用：内乱」、第五「非常ノ国用：外患」、第六「不慮ノ予備」、第七「収税」が続く。

前田は第一「人民ノ生活」（未定稿）で士族・農民・工業・商業の「四者ノ現況ヲ察スレハ実ニ憐ムヘキ状態ニ状態ニ陥リタルナリ」<sup>10)</sup>として、それぞれの問題点をつぎのように整理した<sup>11)</sup>。

- ①士族—「恩賜ノ禄券ヲ消耗ニ属セシメタル者多クシテ大半ハ活路ニ窮シ」。
- ②農民—「減租ノ特典ヲ空フシ、近年又米価高低ノ為メニ一タヒ富メリト雖モ忽チニ貧窮シ、一昨年来ハ労益相償ハサルニ至レリ」。
- ③工業—「粗製濫造ニ流レテ信用ノ如何ヲ顧ミルニ暇アラス」。
- ④商業—「資本ニ窮乏シ高利ノ金ヲ借ル故其得益ハ金利ヲ償フニ余地ナク、況ンヤ物価月日ニ低落スルヲ以テ随テ仕入レルハ随テ損耗ヲ来シ所謂勞シテ功ナキノ商況」。

このあと、前田は人口統計からわが国の産業別就業人口を紹介する。明治16[1883]年1月1日現在のわが国人口は3,717千万余りと報告され、このうち農業に1,686万人（45.4%）、工業79万人（2.1%）、商業144万人（3.9%）、雑業203万人（5.5%）などと推計されていた。この他に官員、神官、兵隊などの職業分類と人口が掲げられた。さらにそれぞれの職業分類ごとに「生活ノ度」により「上等」「中等」「下等」の人口比が紹介されたりしている。

なお、定本では、上述の産業別の状況は「嗚呼、士ハ往時農工商ノ標準トナル可キ気力有セリト雖モ、困窮ノ為ニ其所執ヲ失ヘリ。国力ノ源淵トナル可キ農工ノ業ハ衰崩セリ。農工ノ催促人トナル可ハ商ハ、自家己ニ其ノ信用ヲ失ヘリ。將ニ益困弊ヲ極メントス」<sup>12)</sup>というように簡単にふれられただけとなった。これに続いて、諸外国の事情に言及するのは未定稿も定本も同様であった。ただし、定本では諸外国の統計が追加された。

第二「負債ノ消却」は未定稿、定本もほぼ同じ内容で、「固有伝来ノ古金銀一億五千有余万円ヲ海外ニ輸出シ尽テ殆ト空シカラントスル」<sup>13)</sup>状況を淡々と述べる。第三「貯蓄ノ余裕」では、貯蓄の重要性が説かれる。第四「非常ノ国用：内乱」では、「西南ノ役四千万円ヲ使用シ為ニ財政ノ大困難ヲ生シ、余毒ノ延テ今年ニ及ヒ猶数年後ニ涉ラントスルアルニ非スヤ」<sup>14)</sup>という政府財政の厳しい現状が紹介される。第五「非常ノ国用：外患」では、「今若シ海外ニ事アルニ至ラハ其費用ハ幾許ソヤ。……実ニ軍費ヲ内国ニ募リ、若クハ外国ニ募ラサルヘカラス。而シテ猛将勇卒ノ意気勃勃、果シテ其目的ヲ達シ得ルモ、財政気運ノ振ハスシテ若シモ償却ノ道立タサルノ不幸ニ会セハ、所謂戦勝テ国削ラルルノ惨状ヲ見ルニ至ラン」<sup>15)</sup>とする外患が示される。

第六「不慮ノ予備」では内憂外患にかかわる諸費用、災害への対応費用などへの予備費を算出し、第七「収税」では、明治国家の産業基盤や教育、軍備などの整備には「是レ実勢ノ然カラサルヲ得ス、此増加ヲ人民ニ徴収シテ疾苦ヲ感セシメサラント期セサルヘカラス。故ニ課税ノ割合ハ改メサルモ、今後十年間ニハ歳入ヲ何程増シ得ヘシト云フ見込ナカルヘカラス。蓋シ租税ヲ増シテ人民ヲ苦シムルコトナク国家ノ体面ヲ拡張スルニハ、国産ヲ興シテ国力ヲ盛ンナラシムルノ

手段ナカルヘカラサルヲ信スルナリ・・・政綱ヲ拡張セント欲セハ経済ヲ齊フヘシ、経済ヲ齊ヘント欲セハ国力ヲ大ニスヘシ、国力ヲ大ナラシムルハ独り生産ヲ盛ナラシムルニ在ルノミ」<sup>16)</sup>と、まさに興業の重要性と必要性が指摘された。

定本では「収税」に関して、上記で紹介した前半部分と後半部分の間に、現行税率を擁護する文章が挿入された。参考までにその部分を引用しておこう。

「現今ノ有様ニテハ、租税ヲ増サント欲スルモ實ニ増スニ由ナキナリ。租税ヲ増課スレハ間接ニ人民ノ勉強力ヲ刺激スルノ効アリト云フ者アリ。是レ人民ノ度合ニ応スルコトナリ。一概ニ論定ス可カラス。看ヨ酒造税ヲ増セルニ因テ其醸造額ハ忽チ百五万石許ヲ減シタリ。減租ノ特典ハ、農家ニ怠惰ノ心ヲ生セシメタルノ影響ヲ生セリ。故ニ民度ノ如何ニ着目シテ、事ヲ為スニ非レハ、到底現今ノ税額ハ増減ス可ラサルナリ・・・」<sup>17)</sup>。

なお、緒言では、当時のわが国の経済状況を知る上で有益な統計が簡潔に紹介されている。参考までに紹介しておこう。第1表は明治13[1880]年から明治15[1882]年までの3か年平均のわが国の貿易状況である。

第1表 わが国の貿易概況（明治13年～明治15年の3か年平均）

輸 出		輸 入	
品 目	金額(万円)	品 目	金額(万円)
糸	1,000.0	綿糸	717.5
製茶	685.9	砂糖	388.8
米	165.2	金巾	276.3
石炭	117.7	石炭油	156.6
樟脳	86.9	縮緬呉呂	246.9
錫	64.8	熟鉄	91.4
漆器	55.5	綿繻子	30.9
熟銅	54.0	機械類	51.4
昆布	40.8	綿天	60.3
各雑33品	435.5	各種72品	583.3

出所：『興業意見』の「緒言」巻末統計より作成。

当時のわが国の貿易構造は、原料（食品を含む）や手工業品を輸出して、工業製品を輸入するという典型的な途上国型であった。ただし、第1表で示した時期の貿易収支はわが国が102.7万円ほどの出超であり、黒字を計上していた。この黒字に関して、前田は「此超過タルヤ、輸入ノ高ハ依然トシテ輸出ノ高ノミヲ大ニ超過セシナルカ、否、決シテ増加セシニ非スシテ全ク輸入ノ減少セシニ因レルナリ。其輸入ノ減少セシ所以ノモノハ實ニ本邦人カ外国品ヲ購入スル資力ノ漸々欠乏ヲ告ルニ極ニ達シタレハナリ」<sup>18)</sup>と警鐘を鳴らす。

さらにわが国の貿易構造にふれ、前田はつぎのようにその問題点を指摘した。

「我国紙幣ト洋銀トノ価格ノ梢々平均セシモノハ、全国ノ衰微、即輸入品購入ノ資力乏シキ来リシコトヲモ思ハサル可ラス。輸入ニ係ルモノハ多ク全功ノ物品ナリ。物品ハ加功ノ為ニ其価ヲ増スモノナリ。其損失ヲ思ハサルヘカラス。今政府ノ財政ハ梢々調理セルカ如クナレドモ、全国ノ理財ヲ觀察スレハ率ネ輸出入不平均ノ為メ農工商ハ甚タ困難ヲ窮メタリ。故ヲ以テ、早く振興セシムルノ策ニ着手セサレハ、実ニ危シト云フヘシ。国力ヲ強盛ナラシムルニハ、農産物製造品及ヒ運搬工事其他ヲ以テセルヘカラサレドモ、其国勢ト人民度合、智識等ヲ斟酌セサルヘカラス。」<sup>19)</sup>

したがって、「今政府ノ財政ハ梢々調理セルカ如クナレドモ、全国ノ理財ヲ觀察スレハ率ネ輸出入不平等平均ノ為メ農工商ハ甚ダ困難ヲ極メタリ、故ヲ以テ、早く振興セシムルノ策ニ着手セサレハ、実ニ危シト云フヘシ」<sup>20)</sup>とした。未定稿では、この後に各巻で展開される内容についての簡単な紹介が続く。この最後の部分で、前田は興業銀行案などの具体策を提示するとともに、政府の役割をつぎのように規定して緒言を締めくくっている。

「夫レー国ハ人体ナリ、貧弱ハ即国ノ疾病ナリ。政府ハ医師ナリ。其弊害ヲ去リテ農商工業ヲ振作スルハ、恰モ病因ヲ探求シテ寄薬、滋養品ヲ給スルモノノ如シ。是ニ於テカ国力旺盛百事皆興ル。然レハ即チ農商工ハ富強ノ父母ト謂ツ可シ。……本邦農商工ノ情勢ヲ察スレハ、恰モ英兒カ病ニ罹リテ服薬ヲ厭フモノト一般ナレハ、之カ父母タラン者宜シク強ヒテ薬治ノ効ヲ奏セシムヘシ。否ラスンハ何ノ時ニカ其病累ヲ去リテ強壯男子タラシムルヲ得ンヤ。」<sup>21)</sup>

ただし、定本からは興業銀行案のような具体策の提示や上記の政府の役割に関する積極的な叙述が削られている<sup>22)</sup>。

## 2) 綱領

未定稿では目録として掲げられたのは、第一「不具ノ有様」、第二「病者ノ容体」、第三「看病ノ心得」、第四「薬剤及滋養物ノ詮議」、第五「治療ノ方案及患者規則」であった。未定稿の綱領の冒頭で前田は、彼自身の政策観を述べる。

「病者ハ国ナリ人民ナリ、医者看護人ハ政府ナリ当者ナリ。医者能ク不具ノ有様ト病者ノ容体トヲ考ヘ病勢ヲ抜キ健康タラシメントシ薬用方策ヲ立テ看病人ノ心得ト患者規則ヲ定メ滋養物ヲ与ヘントスルモ、病人能ク患者規則ヲ守ラス、看病人看病心得ヲ守ラス、隣人ノ勸メニ迷ヒ加持祈祷ヲ信シ医者ノ命令ニ従ハスンハ、病氣ハ平癒シ難イ医者ノ命令ニ従ハスンハ、病氣ハ平癒シ難ク終ニ西班牙埃及ノ如キ大患難治ノ疾ニ陥リ永ク廢人トナルコト必定ナラン。」<sup>23)</sup>

定本では、この部分が未定稿と大きく異なる。定本ではまず巻一「綱領」、第二編巻ノニ「緒事」、第二編巻ノ三「現況」、第三編巻ノ四「原因」、第四編巻ノ五～巻ノ十「参考」、第五編巻ノ十一「精神」、第六編巻ノ十二～巻ノ十四「国力」、第七編巻ノ十五～巻ノ二十七「地方」となっている。

定本の綱領には、『興業意見』の意義付けと刊行までの経緯が先ず述べられる。

「殖産興業ノ事タルヲ我国ノ一大要務ニシテ、世論ノ最モ喋々タル処タリ。農商務省ハ……内務大蔵両省ヨリ継承ノ事務ニ基キ、夙ニ適応ノ方法ヲ求メ、一定ノ針路ニ依リ、大ニ為スコトアラント……首トシテ全国ノ労農ヲ召集シ農談会ヲ開キ、繼テ勸業試問会ヲ開キ、又農区視察員ヲ各地方ニ派遣シ、或ハ省中各地方ニ派遣シテ実地ヲ踏査シ、且各地方官及各地ノ商工会商法会議所等ニ屢々試問ヲナシ、……往昔已降農商工業興廢ノ実績ヲ温ネ、之ヲ文献或ハ口碑ニ徴シ、之ヲ現今ノ事情ニ照シ、又ハ海外各国盛衰ノ事情ニ鑑ミ、殊ニ今春已來勸業上重要ノ問題ヲ設ケ、各地方庁トノ間ニ照会照覆スルモノ再三再四ニシテ、……本年兩度ノ勸業試問会ヲ開キ各地方ノ勸業課員ヲ会同シ、問題ヲ設ケテ試問スルモノ数十日ニ涉レリ。已上ノ事交モ参考ニ供シ、遂ニ各主務局ノ所見ヲ糾合シ利弊損失ノアル処ヲ講究シ、彼是斟酌以テ興業意見書三十卷ヲ編成ス。」<sup>24)</sup>

ついで、『興業意見』で展開される内容の要点について箇条書きされる。具体的には、日本の国力の現状算出、農工商の存立状況の紹介、農工商の発展を阻害している諸原因の分析、農工商発展のための法制整備、参考となるべき外国事例の紹介、わが国にとっての重要物産の現況などがそれらである。これに続く「緒言」は、掲載統計数字の推算方法などテクニカルな内容である。「現況」では、起業と事業の継承の困難性がまず掲げられる。

「内地ノ製造者外商ノ注文ヲ受クルモ、其物品ヲ製造スル資本ノ融通ニ苦シミ、注文ヲ主即外商ヨリ資金ヲ借リテ圧抑ヲ受クル概況、人民漫リニ新規ノ事業ヲ営ミ其興廢常ナクシテ永ク事業ヲ維持スルモノノ少ナキ事跡……」<sup>25)</sup>

さらに、現状分析として金利水準の高さ、「粗悪品」の問題性なども指摘される。すなわち、「実地ノ経験ナクシテ物品製造ノ機械ヲ据付ケ、其取扱不慣ニシテ損失ヲ招クノ概況、……自ラ商店ヲ開キテ零売スル状況、其他海外輸出品ヲ製造スルモノ外風邪ヲ模倣シテ返テ我国固有ノ妙所ヲ芳放擲スル実例……」<sup>26)</sup> という現状であった。

また、輸出における過当競争については、「同業者相競フテ売崩シヲ為ス実況、我国ノ貿易者僅カニ開港場ニ居留スル少数ノ外商ヲ以テ物品販売ノ得意ヲ為シ、外国ノ事情ニ暗クシテ売買ノ懸引ヲ為ス能ハサル概況……」<sup>27)</sup> などと指摘された。さらに、明治維新以降の流通秩序などの乱れと外商による買い叩きの実態についても、「方今ノ同業組合ナリ会社ナリ商工会議所ナリ人民ノ契約ノミニ成立ツモノハ、忽チ集リ忽チ散シ、更ニ帰着スル所ナキ有様、又団結ノ力ナクシテ多数ノ物品ヲ一手ニ纏ル能ハスシテ、各自競売ヲ為シ、外商ニ見倒サルル実例ヲ挙ケタリ」<sup>28)</sup> に言及した。

こうした状況については、定本で前田は「維新以後殖産興業ヲ奨励セシコトアリシモ、其効ヲ見ルコト少ナカリシ所以ヲ掲ケタリ」と述べた上で、「原因」を再度列挙した。中核的な部分だけを引用しておく。

- ①「農ハ山林ヲ伐採シ、山村ノ生計ヲ絶チ、且治水ノ害ヲ招キ、工ハ傭主被傭者及工芸師弟ノ間ニ於テ、互ニ契約ヲ破リテ不信ノ習俗ヲ為シ、商ハ問屋仲買ノ順序規定モ廢シ、結社ノ営業ハ良質ノ嫌厭スル所トナルニ至リシ所以ヲ掲ケタリ」<sup>29)</sup>。
- ②「維新後工商業乱売粗製ニ流レ、品位及ヒ数量尺幅等一定セス、又漫リニ新業ヲ営ミ、前者ノ利ヲ奪ハントシテ物価ノ集散常度ナク、新旧共倒レヲ招ク……」<sup>30)</sup>。
- ③「農家ハ一時家資ニ余裕ヲ生シ、漸次奢侈ヲ極ムルニ至リ、或ハ不慣ノ商業ヲ営ミ、農業改良ノ事ヲ顧ミス、或ハ地券ヲ以テ金融ヲナシ、一身一家ノ榮耀ニ浪費シタルモノ多ク、為メニ昨今ノ困難ヲ致セル至ルタリ……」<sup>31)</sup>

このあとに、前田は「参考」において、旧幕藩体制下の諸藩における殖産興業事例を紹介するとともに、「精神」では「百年ノ長計ヲ立ルハ目下ノ急務タル所以」<sup>32)</sup>としてつぎの諸点を掲げた。

- 1) 「政府ノ率先タルヘキハ当然ノ義務タリ」<sup>33)</sup>。
- 2) 「勸業奨励ノ方向ヲ一ニシ目的ヲ變セス、各地方ノ風土人情ニ適スルノ物産、例ヘハ京都府ノ織物、鹿児島県ノ煙草、砂糖、群馬、福島県ノ生糸ノ如キ益ヲ拡張スルニアリ……農商工業者ハ須ク方針ヲ立テテ、其目的ヲ達セシメサルヘカラス。農商工業者ハ検束セサルヘカラス。之カ為ニ要スル処ノ法律規則ハ、例ヘハ猶地球上ノ道路ノ如シ」<sup>34)</sup>。
- 3) 「農商工業者ヲ保護スルニハ、利便ヲ暢達スヘキノ設ケナカルヘカラス。而シテ農ニ商ニ工ニ各般ノ設ケヲ要スルモノニシテ、例ヘハ馬牛ヲ改良セントハ種畜ヲ充足スヘキ場所ヲ設ケサルヘカラス。貿易ノ販路ヲ拡張スルニハ荷為換又ハ海外ニ委託大商店ノ設ケヲナサルヘカラス。清酒ノ改良ヲナスニハ、学識経験ヲ兼有スルノ巡回教師ヲ設ケサルヘカラスカ如キノ旨趣ヲ弁シタリ。」<sup>35)</sup>

前田は「国力」「地方」で『興業意見』本編で取り上げる統計数字などについても触れている。

他方、これらの部分について「未定稿」に目を転じてみると、極めて異なった記述がみられる。結論的に述べれば、当時の日本経済あるいは産業が抱えていた諸問題がより鮮明に、より率直に述べられている。この率直さのゆえに、定本では大幅な内容変更になったとも解釈できよう。「定本」ではつぎのように問題が指摘される。

- a) 「資本ト事業ノ釣合ハサル事」—①「国力ノ乏キ事」、②「濫リニ事業ヲ起ス事」、③「無理算段ノ資本ニテ起セル事業多クシテ実力アル起業少キ事」、④「大資本ニ相当スル事業ト小資本ニ相当スル事業トヲ弁別セサル事」、⑤「孤立シテ業ヲ起ス事」<sup>36)</sup>。
- b) 「事業ヲ起スモ引合ハサル事」—①「金利ノ高キ事」、②「運送ノ不便ナル事」、③「雑費ノ多キ事」、④「荷物ノ販売前ニ働キナキ事」、⑤「精良品ヲ作ルモ粗悪品ヲ作ル者ニ妨ケラルル事」<sup>37)</sup>。
- c) 「不慣ナル事業ヲ為セル事」—①「工商ヲ兼ネ営ム事」、②「海外ノ機械ヲ取扱フニ不慣ナル事」、③「士族ノ商業ニ不慣ナル事」、④「士族ノ開拓ニ不慣ナル事」、⑤「農工商ノ分別

ニ不慣判然セサル事<sup>38)</sup>。

- d) 「売捌ノ道ニ窮スル事」—①「一地方ノ特有物産ヲ漫リニ各地ニテ模造セル事」、②「需要者ノ嗜好ヲ詳知セサル事」、③「競売ノ行ハルル事」、④「各国ノ事情ニ暗キ事」、⑤「物品ヲ貯蔵スルノ力ニ乗シテ需要外ノ供給ヲナス事」、⑥「偽カナル問屋ノナキ事」、⑦「一時ノ流行ニ乗シテ需要外ノ供給ヲナス事」、⑧「旧慣ノ販路概ネ絶ヘテ新販路未タ定マラサル事」、⑨「需要者ノ信用ヲ得サル事<sup>39)</sup>。
- e) 「通貨ノ動揺上ヨリ生スル困難ノ事」—①「銀貨騰貴ノ際ニ製造スル品ヲ銀貨低落ノ時ニ売捌セル事」、②「銀紙ノ差定マラサルハ国力ノ乏キ事」、③「洋銀ト紙幣ノ空相場ハ国力ノ乏キト商律ノ立タサルニ由ル事<sup>40)</sup>。
- f) 「抵当物ノ不慥カナル事」—①「抵当物ノ価格弱キ事」、②「保険ノナキ事」、③「遠隔ノ土地ヲ抵当ニ取り流レ質トナリタル節之ヲ管理スルノ困難ナル事」、④「地主小作人ノ約束法ナキ事」、⑤「土地公証法ノ不完備ナル事<sup>41)</sup>。
- g) 「農工商ノ規律立タサル事」—①「検束ヲ弛メテ放任シタル事」、②「会社律ノ立タサル事」、③「商トエトニ約束法ノナキ事<sup>42)</sup>。
- h) 「法律ノ賃借取引ニ妨ケアル事」—①「身代限処分法ノ不完全ナル事」、②「控訴上告期限ノ長キ事」、③「売掛金代金取立訴訟期限ノ短キ事<sup>43)</sup>。
- i) 「団結力ノナキ事」—①「我独り利益ヲ得ント欲スル事」、②「資本ノ乏キカタメ品物ヲ一手ニ集ムル力ナキ事<sup>44)</sup>。

このように、前田は当時のわが国産業のさまざまな「構造的」、「困難」かつ「窮する」ことを指摘した後に、さらに現状分析を「未定稿」の「時弊ノ大意」で22項目にわたってその問題点をより具体的に展開した。その骨子部分をみておこう。

- ア) 「理財」政策により、「資本ノ増殖スルコトナク又事業ノ振興スルモノヲ見ス<sup>45)</sup>、また、「財政ハ殆ント調理セルト雖モ、其地位尚未タ安全ナリトス可ラサル事<sup>46)</sup>。
- イ) 「近来我国ノ製資家カ衰微シタルハ貴ク買賤ク売レル相場ノ上ノ失敗ニ外ナラス、．．．農ハ非常ノ特典ヲ蒙リ家賃ニ余裕ヲ生シタレトモ、農事ヲ進歩スルノ念ニ乏ク、或ハ不慣ノ商業ヲ営ミ又ハ地券ヲ以テ金融ヲナシ．．．特典ヲ利用スルヲ知ラサリシ事<sup>47)</sup>。
- ウ) 「工ハ古来ノ慣習ヲ解弛セラレ或ハ商ニ移リ又ハ工商ヲ兼ネ営ミ、総テ組合ヲ立テス目前ノ利ヲ謀リ、競テ粗製濫造ヲ事トスル事<sup>48)</sup>。
- エ) 「看ヨ貿易ノ資本ハ陰ニ外人ノ助成ヲ仰クノ跡アリ、地方ノ製造家ハ頗リニ製造場其他ヲ外人ニ売与シテ焼眉ノ急ヲ救ハントスルノ傾向アリ、目下ノ状況ヲ以テ之レヲ推セハ、外人ノタメニ徳望、勢力、金権ヲ専有セラルルニ至ル<sup>49)</sup>。
- オ) 「維新後土農工商ノ四民ニ対シ勸奨保護至タサル処ナカリシモ、良好ナル結果ヲ見ルモノ甚稀ナリ。是レ其方法事業ノ如何ヲ確認シタルノ後施行シタルモノニ非サレハナリ。」<sup>50)</sup>

- カ) 「輸出税ヲ輕クスルノ論者多シ。固ヨリ美事ナリト雖モ、今ノ如イハ物産品位上尚改良ヲ要スルモノ多シ。然ルニ勉強心ニ乏キ国民ニハ、漫リニ特典ヲ与フルモ之ヲ利用スルヲ知ラスシテ種々ノ弊害ヲ生スルニ至ラン。故ニ関税ノ特典ハ容易ニ授ケ難シトス」<sup>51)</sup>。
- キ) 「維新ノ後、新製物貨ノ起リシモノヲ概計スレハ百ニ八種アリ。……多クハ奢侈品ニ外ナラス、国益ヲ与スヘキ程ノ品ハ稀ナリ」<sup>52)</sup>。
- ク) 「舶来品ヲ購買スルハ決シテ咎ムヘキニアラズ。唯我国固有ノ産物ヲ以テ之レニ代フルノ道ヲ計ラサルヘカラス」<sup>53)</sup>。
- ケ) 「中山道鉄道公ノ債、日本銀行ノ株金……農工商業ノ振ハスシテ利益甚タ薄ク、我政府ノ堅固ナルト割賦金ノ多キトニ及ハサルニ因ルナリ。……農ハ惰安逸前途ノ目的ヲ定メス、工ハ濫造粗製ノ弊ニ陥リ、商ハ狡猾不正ヲノミ是レ事トシ。内外ノ信用己ニ地ヲ掃ヒ、殆ト救済スヘシ」<sup>54)</sup>。
- コ) 「金融ハ年々ニ行リ昨今ニ至リ未曾有ノ閉塞ヲ来シ、破産者ノ多キコト前代未聞ナリ。上項ノ次第ナルカ故、直接ニ金融ノ道ヲ開クハ効無クシテ害多シ。蓋シ今日金融ノ閉チタルハ、全ク襄ニ金融ヲ大ニ開キタルノ結果ナリト云フモ、決シテ過言ニアルサルヘシ。……維新後之レ(土地売買—引用者注)ヲ許サレタレハ農家ニ於テハ頗ル資本ノ活用ヲ得テ富実ヲ増スヘキ筈ナルニ、目今却テ貧困ニ苦ムノ状アリ。今土地抵当銀行ヲ興スノ論者多シ。果シテ該銀行ヲ起シ地券ヲ抵当ニ取ラハ、其価位ハ必ス上進スヘキモ、全国ノ地券ハ此銀行ニ副湊スルニ至ラン。……土地ノ働キヲ増スノ方法ヲ立テサレハ地券ノ信用ヲ厚クスルコト能ハス。」<sup>55)</sup>

最後に、前田は上述の問題点を踏まえて、「目今我国ノ状況ハ不具ニシテ且多病ナルモノノ如シ。之ヲ自然ノ平癒ニ任スヘキカ、否決シテ一日モ放任シテ置クヘキモノニアラス。然ラハ之ヲ救治シ得ヘキ術アリヤ、十分ニ救治シ得ヘキ方法存セリ。此救治ノ法ヲ施スニ当リ内外ニ憚ル処アリヤ、否ナ是レ亦内外ノタメ大ナル利益アル業ニシテ毫モ憚ルヘキモノニアラス」<sup>56)</sup> というように政府の役割を重要視した上で、「参考ノ大意」で政策立案の方法論についてふれた。

その一つは「古来農工商業ニ関シ明君賢主ノ善政良法若クハ有志者等ノ先導ニ因リ其偉効ヲ後世ニ遺シタル例」<sup>57)</sup> を参考にしつつ、その「理由ヲ考究」すべきこと。もちろん、こうした政策や制度だけでなく、「内国ノ商工業ニ係ル古来ノ正積、現況取調書、及ヒ外国ノ興業ニ係ル設置ノ趣旨、組織並ニ其報告書等ヲ以テ参考トナス」というように広範なデータの収集の必要性についてもふれた。では、政府の基本的な政策論理はどうあるべきなのか。これについて前田は政府の産業振興における役割をつぎのように重視した。

「我国目下ノ現状ハ、之レヲ処スルニ自由制度ヲ以テスヘシ、否、勸奨保護ヲ以テスヘシ杯ト、其論理ノ是非ヲ争フノ時ニアラス。之レヲ譬フルニ猶幼兒ノ自立スル能ハサルモノノ如シ。政府ノ勸奨シ保護スルニアラスンハ、寸時モ立ツ能ハサルモノナリ。」<sup>58)</sup>

前田はこの根拠を「古来我国ニ於テ一事一業ヲ起シタル跡ヲ看ヨ、大抵諸侯ノ手ニアラサレハ有志者ノ力ナリ。而シテ其有志者ト称スルモノモ全ク諸侯ノ勢力ト金權トヲ仰クニアラサレハ、決シテ国ヲ利スルノ目的ヲ果ス能ハサリシモノナリ。顧フニ今日ハ有志者ナキカ、決シテ然ラス。適當ノ有志者ハ即チ我政府是ナリ」<sup>59)</sup>と政府の役割を調し、具体的な産業振興構想について「我国ニテハ農産製産ノ二者ヲ基本トシテ他ノ公益工事ヲ与サルヘカラス。猶仏国ハ農産製産ヲ以テ立チ英白兩國ハ工業ヲ立ツカ如ク、能ク其方向順序ヲ誤マラセルヲ要ス。更ニ之ヲ内国ノ一地方ニ譬フレハ、西京ノ如キハ工事ヲ基トシ、大坂ノ如キハ商業ヲ基トシ、九州地方ノ如キハ農業ヲ基トスルカ如シ」<sup>60)</sup>と地域的特長を念頭に置いた政策構想を示唆した。

さらに、前田は「戒慎ノ大意」で政策の一貫性、興業貸付の必要性などを強調した。特に興業銀行構想に関しては、「先ス我国ノ既往ヲ考ヘ現況ヲ察シテ将来ヲ計ラサル可ラス」、「情実ニ牽カレ又ハ株主ノ冀望ニ拘ハリテ定見ヲ動カスコオ無キヲ專要トス」「興業銀行ノ功ヲ奏スルハ、人物ト方法トニ存スル事」「興業ノ目的ヲ以テ銀行ヲ設クル時ハ、第一ニ興業ノ旨趣ヲ貫ヌキ起業者ヲ助クルヲ精神トセサル可ラス。故ニ抵当物ヲ確カニシ貸方ノ損耗ヲ予防スルヨリハ、寧ロ抵当物ノ流レ込ムコト無キヤウニ注意シテ、借方即起業者ノ失敗ヲ予防スルニ如カサルナリ」<sup>61)</sup>という諸点に言及した。

最後に前田は「方法ノ大意」で政策立案上の方法論にふれた。たとえば、興業の目的については、甲乙丙に区別する重要性を指摘した。甲の部には農産物と工産物、乙の部には公益工事、丙の部には軍備・建築を含むとした。以下は甲乙丙に関する前田の政策構想である。

- ①甲—農工を「改良シテ・・・貸付ケ期限内ニ得ヘキ利益ヲ予算スル事」<sup>62)</sup>。なお、この甲についてはさらに「三別」され、1年間、2年間、3年間に「費用スル金高及ヒ・・・（これら三別の期間に応じて—引用者注）生スル利益ノ割合ヲ計算スル」<sup>63)</sup>事。
- ②乙—公益工事に関しては「二別」され、「第一着ニ属スル者ニ費用スル金高及ヒ十五年ノ後ニ得ル処ノ利益ノ割合ヲ計算スルコト・・・第二着・・・（こののち—引用者注）十五年ノ後ニ得ル処ノ利益ノ割合ヲ計算スル事」<sup>64)</sup>。
- ③丙—「砲台ノ造築、改築、船艦ノ増設、美術館ノ設置、官衛、学校、学校、病院ノ造営・・・甲乙ノ事業ニカヲ添ヘテ興起セシムルハ此一点ノ大結果ヲ得ルニ在」<sup>65)</sup>る事。

前田は甲乙丙の振興順位について、「甲ノ所得ヲ以テ資本トナシ之ヲ以テ乙ノ事業ヲ起シ、甲乙合併シタル実力ヲ丙ニ現ハス事」<sup>66)</sup>と指摘して上で、貸付けについては「貸付規定ヲ立テ第一ニ人物ハ如何、方法ハ如何、組合ハ如何、事業ハ如何ト四者ノ堅固ナル所ヲ篤ト吟味シテ、然ル後ニ資本ヲ貸与シテ其業ヲ助ケサル可ラス」<sup>67)</sup>と結んだ。

(未完)

注)

- 1) 八木は33歳の若さで亡くなったが、八木の「開成所」からその後明治国家を支えた人材が生まれている。森有礼などがその代表であろう。開成所からは薩摩藩英国留学組みが出ている。
- 2) 何礼之の塾からは、のちの陸奥宗光、星亨、前島密、浜尾新、高峰讓吉などの俊英を輩出した。特に、前田は陸奥と農商務省で合間見えることになる。
- 3) 祖田修『前田正名』吉川弘文館(新装版、1987年)、49～50頁、52頁。
- 4) 前田正名の年賦は、大蔵省編纂(大内兵衛・土屋喬雄校)『明治前期財政経済史料集成・第18巻(興業意見)』(1931年)所収の「前田正名履歴」、祖田前掲書の「略年表」および『生活古典叢書第1巻:興業意見他前田正名関係史料』(光生館、1971年)所収の「前田正名年賦」に依拠する。
- 5) 小林平左衛門(農林省農務局)稿「興業意見解題」、大蔵省編纂前掲書、3頁。
- 6) 同上。
- 7) 『生活古典叢書第1巻:興業意見他前田正名関係史料』所収『興業意見』(未定稿)、39頁。以下、未定稿と略す。
- 8) 同上。
- 9) この段階では、統計などを扱った部分などは未完成であった。
- 10) 7)未定稿、40頁。
- 11) 同上。
- 12) 大蔵省編纂前掲書所収『興業意見』36頁。以下、定本と略す。
- 13) 未定稿、42頁。
- 14) 未定稿、44頁、定本、43頁。
- 15) 未定稿、45頁、定本、45頁。
- 16) 未定稿、48頁。
- 17) 定本、48頁。
- 18) 未定稿、55頁。
- 19) 未定稿、56頁。
- 20) 同上。
- 21) 同上、60～61頁。
- 22) 国会図書館憲政資料室で「前田正名関係文書」の整理に携わった有泉氏は未定稿と定本との間の削除部分について整理を行っている。詳細については、有泉貞夫『『興業意見』の成立』『史学雑誌』第78編 第10号、1969年。
- 23) 未定稿、62頁。
- 24) 大蔵省編纂前掲書、『興業意見』(定本)巻一、23頁。
- 25) 同上、26頁。

- 26) 同上。
- 27) 同上。
- 28) 同上、27頁。
- 29) 同上。
- 30) 同上。
- 31) 同上、28頁。
- 32) 同上、31頁。
- 33) 同上。
- 34) 同上。
- 35) 同上。
- 36) 未定稿、62頁。
- 37) 同上、62～63頁。
- 38) 同上、63頁。
- 39) 同上。
- 40) 同上。
- 41) 同上。
- 42) 同上。
- 43) 同上。
- 44) 同上。
- 45) 同上、64頁。
- 46) 同上。
- 47) 同上。
- 48) 同上。
- 49) 同上。
- 50) 同上。
- 51) 同上、64～65頁。
- 52) 同上、65頁。
- 53) 同上。
- 54) 同上。
- 55) 同上。
- 56) 同上。
- 57) 同上、66頁。
- 58) 同上。

- 59) 同上。
- 60) 同上。
- 61) 同上、67頁。
- 62) 同上、68頁。
- 63) 同上。
- 64) 同上。
- 65) 同上。
- 66) 同上。
- 67) 同上。